

海外遠征申請

本協会加盟チームが海外遠征（親善試合、強化合宿、交流試合、大会参加等）を実施する際には、海外遠征の前々月 25 日までに県協会に申請をしていただき、事前に日本サッカー協会の承認を得る必要がございます。下記ご確認のうえ、所定の手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

手続きについて

1. 手続き名:海外遠征申請
2. 対象者 :海外遠征（親善試合、強化合宿、大会参加等）を実施する本協会加盟チーム
3. 受付期間:海外遠征に出発する日の前々月 25 日まで
4. 提出情報:申請書式参照
5. 申請料 :6,100 円（日本協会申請料 5,500 円・埼玉県協会申請料 600 円）
下記口座にチーム名でお振込みください。

埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 No.4037283 公益財団法人埼玉県サッカー協会
--
6. 提出方法:申請書（エクセルのまま）および振込明細書をメールにて提出
※大会概要や主催者からの招待状がある場合は、あわせてお送りください。
※申請期日に遅れた場合は、遅延理由書の提出も必要です。
(所定の書式はありません)
7. 回答書 :申請翌月中に JFA.jp オフィシャルウェブサイトにてご確認いただけます。
https://www.jfa.jp/about_jfa/kaigai_shinsei

(参考)

日本サッカー協会 競技会規則 第19条(海外における競技)

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならぬ。